

第3回八尾市特別職報酬等審議会 会議録

1 日時

平成28年11月24日(木) 午前10時～正午

2 場所

市役所本館8階第2委員会室

3 出席委員

初谷会長、中井委員、植田委員、樫本委員、岸本委員、田中委員、谷口委員、秋吉委員、辻尾委員

4 議事概要

(1)開会

(2)第1回・第2回の配布資料に係る修正について

○事務局：第1回及び第2回審議会でお示しいたしました、基本資料及び追加資料の一部に誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに内容の説明をいたします。基本資料は、各市への照会調査に対する回答結果に基づき作成しておりますが、前回審議いただきました退職手当の金額につきまして、改めて当該市に確認したところ、回答に誤りがあることが判明しました。これを受け、基本資料について、再度、可能な限りでのチェックを行うとともに、各市に内容の確認を依頼しました。結果、複数の修正箇所が判明し、当該箇所の修正を行うとともに、追加資料の修正も行いました。修正箇所は網掛けで示しております。資料内容に誤りがあり、お詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう細心の注意を払ってまいります。申し訳ございませんでした。

○会長：事務局から基本資料と追加資料の誤りについて説明がありました。これまで、府内や全国施行時特例市の平均など様々な議論を行ってききましたが、訂正後の資料に基づき給料等の平均額などを見た際に、この修正に伴って大きく変わるといふことであれば、これまでの議論に差し支えてしまいますので、再度お目通しいただき、改めてご意見を頂戴できればと思いますが、これまでの議論の結論を左右するほどの差異という形にはなっていないという風に見受けられますが、よろしいでしょうか。(特に意見なし)

それでは、事務局においては、このような間違いのないように徹底いただきたいと思います。また、修正点の確認をいただき、改めて皆様にご同意いただきましたとおり、前回の審議結果については、これを維持するという形で確認をさせていただきたいと思います。

(3)追加資料の説明

○会長：前回審議会でご質問のありました、自主的にカットをされている市の状況、また、八尾市の民間の給料の実態については、追加資料で説明いただき、予算における職員の人件費について、1人あたり900万円となることについて、少し高いのではないかといったご意見もありましたが、実際には約600万円であるとの説明がありました。自主的にカットをされている市の状況について、ご質問等ございませんか。

- 委員：八尾市でも平成27年4月まで、市長が10%、その他は6%の減額を行っていたとの説明がありました。その他には議員も含まれていますか。
- 事務局：その他は、副市長、教育長、常勤監査委員で、議員は含まれておりません。
- 委員：資料に対する質問はありませんが、今後、この資料に基づいて議論が進められるのでしょうか。
- 委員：減額については、各市の市長や副市長の判断で行われており、どのような理由で実施されているのかも分からないので、この審議会で審議する事項ではないと考えます。
- 委員：資料として出されているものであり、これに対して意見を言うのは、我々の仕事であると考えます。
- 会長：資料をご覧ください意見をいただければありがたいのですが、この審議会は、特別職等が、その職務・職責に応じて、どれくらいの報酬が一番良いのかということ審議いただく場です。基本資料に掲げた給料・報酬の額は、我々が判断するための基本的な材料であり、それに対して、個々の団体に判断されて減額されている実態をご覧くださいのが、この追加資料です。
- 委員：追加資料を見ると多くの市が減額を行っています。八尾市が減額をしないのは、市民感覚として変だと思しますので、追加資料を基に議論すべきだと思います。
- 会長：先ほど申しましたとおり、我々が議論をして結論を出すのは、減額された金額ではなく本来の特別職の報酬等がいくらであるのかということですので、そういった視点で追加資料をご覧ください、本来の額について、お話いただけたらと思います。
- 委員：市長は、この給料を前提として立候補され、市民に選ばれた方。この場では基本資料の全国平均などを元に議論をして、その上で減額については市長自身が自発的に判断される方が良いと思います。例えば、減額の議論をして半額となった場合、家庭もありますし、これから後の任期をどうされるのかと思います。仕事内容に変化や市民サービスについても支障が出てくるのではないかと懸念します。
- 委員：議論の中で基準となる賃金というのが基本資料の額だと思います。この額の議論なら分かりますが、減額はやはり情勢によるところがあると思います。物価や会社員の給料が上がる中、20年ほど何の変動もないということです。実際に現在の物価や情勢を見た中で現状維持がいいのか、若干でも上げようかといった議論だと思います。追加資料から、各市長が減額を自発的にされて実際には基本資料の額ほどもらっていないということですが、議員も市長も生活があり、労働の対価という意味からすると決して高い賃金ではないと思います。その中で八尾市の財政が厳しくなってきた時に判断を下されるのは、市長や議員であると思います。
- 会長：もう一度整理します。この審議会では、仕事の密度や負荷といった様々な事を考慮して、他の団体との比較も行った上で、その職務に見合った給料等がどれくらいになるかを議論いただきます。その上で、それぞれの団体の市長が判断をし、議会にも示した上で減額が行われているという追加資料となっています。ですから、この審議会では減額をする前の額について議論し、その額が妥当なのかということについて結論を導いていくのが役割です。ただ、委員がおっしゃるように全国的にこのような減額の状況になっているということも見つつ、減額前の本来の額が適当なものかどうか、そこを議論していくことが目的です。これは市長だけではなく議員も議論していくということで、次の議題に進めていきたいと思っております。
- 次に、民間役員の報酬はどうかというご質問に対して、必ずしもストレートな回答につながる資料ではないけれども、とのことですが、ご覧になられて質問はございませんか。
- 委員：事務次官レベルの給料を定める際の基本的な資料ということでご説明をいただきましたが、これ以外に資料がないということなので、申し上げることはありません。

○会長：最後に、八尾市の一般職の人件費について口頭で説明がありましたが、これについてはよろしいですか。

○委員：はい。

(4)市議会に関する追加資料の説明

(5)議事

○会長：議会の役割や議員の活動状況についての説明がありましたが、市議会議員の議員報酬、期末手当について審議してまいります。報酬の額について、いかがですか。

○委員：市長の給料を検討した時もそうですが、妥当かどうかというのは他市と比較する方法でないと中々見えにくい部分があり、この表を見る限り妥当な範囲という印象を受けます。

○会長：府内、施行時特例市の平均ともに極端に離れているわけではないとの意見です。同規模他団体と比較しても中位に位置づいているという印象です。それでは、期末手当はどうですか。

○委員：前回の議会で期末手当が上がったと思いますが、この資料は、それが反映されていますか。

○事務局：4.1月から4.2月に0.1月分上がり、それを反映したものとなっています。

○委員：支給月数は毎年見直しを行うのですか。

○事務局：人事院勧告で一般職の支給月数が示され、それに準じる形で行っています。毎年変更しているものではありません。

○委員：特別職は人事院勧告に準じる必要というのは特にないのですね。

○事務局：必ず準じなければならないわけではありませんが、議会で議決をいただいた上でということです。

○委員：市民負担が増えている中、自分たちの給料を上げるというのはおかしいと思います。

○会長：市長等の時にもありましたが、職務や職責との兼ね合いでという議論を、この審議会では基本としています。八尾市の議員は先進的な取り組みをされており、密度高く仕事をされているように見えますが、それでもやはり高いというご意見ですね。

○委員：議員報酬が61万円だということが分かっている立候補し議員になって、更に報酬の額を上げるという感覚がおかしいのではないかと思います。

○委員：決める立場の人が自分のことを決めなければならないというのも事実ですからね。おっしゃられることも分かりますが、いちばん責任者である上の者が決めるという仕組みは、動かすことが難しいと思います。

○委員：議会が決めるのだから、上げる必要ないと思います。給料が61万円と決まっており、その上で仕事を行っているはずなのに、更に報酬を上げているということが分かりません。1期目の方が、議員の仕事がこれほど大変だとは思わなかったので報酬を上げて欲しいという感覚は分かりますが、長年勤めておられる方も大勢おられ、仕事の量や質も分かっているにもかかわらず報酬を上げており、これからもまだまだ上がる可能性もある。過去の期末手当や報酬について、参考となる資料はありますか。

○事務局：議員報酬は61万円のまま平成7年以降上がっておりません。期末手当の支給月数は、人事院勧告で示される月数に準じて増減があります。基本資料17ページ、資料9をご覧ください。27年は0.1月増え年間4.2月の支給となりました。26年は4.1月、25年は3.95月となっており、この間月数は上がっておりますが、例えば、20年は4.5月ですが、翌21年は4.15月、22年には3.95月と下がっており、必

ずしも上がっているばかりの状況ではありません。人事院勧告は、直近1年間の民間における支給率を基に示されており、これに準じることで社会一般の情勢に適応しているという考えです。

- 会長：議員が自身で報酬などをつり上げていっているというよりは、むしろ、人事院勧告に準じることで、社会、民間の給料の情勢を踏まえ、それに添うような形で上下しているのが実情ということです。
- 委員：それは分かりますが、八尾市が大変な状況にあると分かっている人たちが、自身の給料を上げるという感覚はすごく変だと思います。私たちの代表として決めている人なのに、市民には負担をしてくださ、でも自身の報酬は上げますということは、普通に考えて変ではないでしょうか。
- 会長：そういった疑問を持たれる市民もおられるというご意見です。先ほども申し上げましたが、私個人としては、八尾市議会の議員のさまざまな取り組みや活動を見ると、主体的に八尾市を良くしていこうとされていることが今回の資料から見える部分がありますが、先ほど委員がおっしゃられたのは「でも」（そうであるとしても）と感じられる部分があるということとしてお聞きしたいと思います。
- 委員：市長の給料の議論の時と同じようになるとは思いますが、この審議会は現行の議員報酬61万円をどのようにするのか、職務に対して高いのか安いのかという議論をすべきだと思います。その中で退職金や年金制度が無く、国民健康保険も自己負担しているという中での61万円です。平均年齢が約57歳で、扶養手当も無く、企業で見ても高いとも安いとも言切れない金額なのかなと思います。期末手当は一時金的なもので、企業は社会情勢等と連動した形になっています。それで、人事院勧告に準じることで企業に沿った形を取っていこうという考えなのでしょう。また、議員はいろいろな活動をされていますが、その際の政務活動費が結構あると思っていましたが、月額で7万円。申請しても、政務活動費の対象にならないものもあるでしょうし、企業では通勤手当に該当するようなものも報酬61万円から賄わないといけないんですね。これが高いか安いかわいたら、安いというのが私の意見です。
- 会長：議員の活動費用に関してふれられましたが、議員は本来どのようなものが受け取れるのか、事務局から補足説明いただけますか。
- 事務局：地方自治法203条に規定があり、議員報酬、費用弁償、期末手当の3種が支給されることとなっており、一般職の公務員に支給される扶養手当などは支給出来ません。
- 委員：それ以外に、会議に出席した際に報酬は出るのでしょうか。
- 事務局：例えば、市の中に様々な委員会があり、議員がその委員になられた場合、委員報酬が支払われる場合があります。
- 委員：議会を欠席した場合、報酬の減額はあるのでしょうか。
- 事務局：欠席によって議員報酬が減額されるということはありません。ただ、現在のところ、体調が悪くて入院されているといったこと以外は、本会議、委員会も含めて出席率は100%であると聞いています。
- 委員：民間企業では欠勤すると給料が引かれます。重要な議会を欠席されれば減額するといったことがあれば、皆さんも納得されるのではないかと思います。また、期末手当についてですが、隠れているように感じるので、年収で考えた方が良くも思うのですが、総理大臣も月給と賞与となっているので、何ともいえないかなと思います。期末手当の月数は4カ月分程度ですが、最終的には、どれだけの仕事をしていただいているのかというところを、我々市民がしっかりと監視して、働きが悪いということであれば、また、減額というのも主張しなければならぬ。陳情なども含め、365日、議員も市長も実際のところ休みがない大変な仕事だと思います。それらを踏まえて考えると、他市と比べても妥当な線かなという印象です。

- 委員：人事院勧告の支給割合が基になるということであれば、それ程高くも低くもないと思います。ただ、議員の場合、これだけの活動をされていることが見えない部分が多々あると思います。市政だより等に掲載されている会議への傍聴とかについても、市民としてスルーしている（見過ごしている）部分もあると思いますので、もっと関心を持ってチェックしないといけないと思います。4年に1度は選挙があります。選出した議員にもっと関心を持って、この給料に見合った仕事をしているのか、市民のためになっているのかということをチェックしていかなければいけないと感じています。審議をする上において、資料を見る限りで八尾市は妥当な額だと思います。その上で、報酬に見合わない人については、市民がもっとチェックをして、（選挙で）落とせばいいと思います。市長についても、私たちが選ぶ市長ですから、もっともっと市民も注目すべきだということを感じています。
- 委員：先ほど、議員が自身の給料を勝手に決めることが出来るといった発言がありましたが、例えば民間企業の社長は、取締役会等で給料を決め、その後株主総会に諮ります。市長を含めた特別職の給料等を議会で決めるときには、審議会そのものが毎年開かれているわけではないので、その場合の目印としては、毎年出されている人事院勧告を利用して決めている。しかし、何年かに一度は審議会で平均的なところや同じグループからかけ離れていないかをチェックしている。議員が100%自身のことを決めているわけではなく、何らかのチェックが入っているということです。私はこの問題を考える時に「均衡」でものを考えています。それとともに、「自治」という、八尾市のことは八尾市で決めたらいいという面については、まだ答が出ていません。もう一つ、市長等の給料を据え置いたときに、人事院勧告の実施の結果、一般職の公務員で最高額の給料をもらっている人の給料が市長より上回った時に、市民が納得するのかということを見ると、（市長等の給料に）何らかの下限があるのかもしれない。本日いろいろお話を聞いて感じたことで、これまでにやってきたことは、さまざまな比較を重ねてチェックしているという感想を持ちました。
- 委員：他市比較を見ると、議員は7市で減額されている。他市比較について、基本資料をもとにする場合と、減額後の現状をもとにする場合では数字が大きく変わってくると思います。
- 委員：先ほどから基本資料の額をベースとして決めていくと言われていますが、他市とも変わらないとなると、何で決めたらいいのか、分からなくなってきました。それなら市民の意見は要りますか。議員や市長は、市民が住みやすくするために活動されていると思いますが、それがあまり感じられない。提出された資料には頑張っているという内容がありますが、頑張った結果、何をやってきたか、何が達成出来たのかということが市民としてすごくわかりにくい。果たしてそうしたことが有るのかどうかと思うくらいの感覚です。先ほども申し上げましたが、下水道使用料が上がるなど市民負担は増えています。そういったことも踏まえて、給料を決めていかないとと思います。資料にある府内平均で決めていくと、他市との差が無いので、これで良いのではという結果になりますが、市民の代表として仕事をしていただいているので、市政や財政状況を見て決めないと変ではないかと思います。八尾市より大阪市の方が子育てがしやすいと思いますし、守口市は0歳から5歳までの教育費を全額無料にするというような改革の結果が示されています。改革があつて、市民にも還元した上で、この給料というのなら分かりますが、市民として八尾市に住んで良かったという感覚がいま無い中で、他市と一緒に給料をもらうのは変ではないかと思えます。
- 会長：今のお話は、市長等も議員も、職に志を持って就かれている以上は努力をされるのは当然で、むしろそのことによる成果が挙がり、市民に還元されているということが、目に見える形で発信されているの

かという点について大きな疑問を示されているのだと思います。市長も議員も、今回の会議の資料で示された多くの会議などを通じて、何が決まって、それが市民にどのように還元されたのかという具体例を、もっと示していく必要があるのだらうと思いました。最終答申に向けては、先ほどおっしゃりましたが、「均衡」だけではなく、自分たちのまちについては自分たちで考えるという「自治」の部分について、どういうところで示していくのかということが、引き続きの課題だと思います。次回の審議会ではそういった視点も含めて議論いただき、今日審議した議員報酬については、基本的には妥当であらうとのご意見が多くありましたが、出された意見などを総合的に踏まえて答申の方向にまとめていきたいと思っています。

(6)閉会